

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		申告支援システムファイル	
行政機関等の名称		小田原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部市民税課	
個人情報ファイルの利用目的		個人住民税（市民税・県民税）及び森林環境税の賦課事務のために利用する。□	
記録項目		1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 年齢、6 電話番号、7 職業、8 勤務先、9 宛名番号、10 個人番号、11 世帯情報、12 死亡、13 転出、14 所得情報、15 控除情報、16 課税標準情報、17 税額等情報、18 扶養情報、19 障がい情報、20 ふるさと寄附金情報、21 減免情報、22 他市課税情報、23 振替口座情報、24 送付先、25 相続人代表者、26 納税管理人、27 給与特別徴収情報、28 年金特別徴収情報、29 公示送達情報、30 保険料納付額（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険）、31 生活保護受給情報	
記録範囲		地方税法第294条第1項及び第3項の規定に該当する者	
記録情報の収集方法		本人からの市県民税申告・減免申請・納税管理人申告（申請）・送付先届出、国税庁から提供される所得税の確定申告書・法定調書、特別徴収義務者からの給与支払報告・公的年金等支払報告・給与所得者異動届出・特別徴収切替届出、ふるさと寄附金受領団体からの寄附金税額控除に係る申告特例通知、他市町村からの地方税法第294条第3項通知、相続人からの相続人代表者指定届、戸籍住民課・生活援護課・高齢介護課・障がい福祉課・保険課からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まれる（障がい情報）	
記録情報の経常的提供先		—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）	小田原市 総務部 総務課（行政情報センター）	
	（所在地）	〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当（提案の募集は当面実施しない）	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
行政機関等匿名加工情報の概要		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		含まない（条例要配慮個人情報の規定なし）	
備考		—	